

決議案第 1 号

社会教育関係団体補助金に関する事務調査に関する決議案

社会教育関係団体補助金に関する事務調査に関し、次のとおり決議する。

令和 6 年 8 月 2 6 日提出

守口市議会議員	松	本	満	義
同	高	島		賢
同	福	西	寿	光
同	池	嶋	一	夫

記

社会教育関係団体補助金に関する事務調査に関する決議

1 調査権限

本議会は、社会教育関係団体補助金に関する事務に関して調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項の権限を社会教育関係団体補助金に関する事務調査特別委員会に委託及び同法第98条第1項の権限を同特別委員会に委任する。

2 調査期限

上記特別委員会は、社会教育関係団体補助金に関する事務に関して調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

3 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100万円以内とする。

以上、決議する。

令和6年8月26日

守 口 市 議 会